

福島市国民健康保険特定健康診査実施要綱

(目的)

第1条 特定健康診査(以下「特定健診」という。)は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律80号)の規定に基づき、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病の該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施する。

(対象者)

第2条 福島市国民健康保険の被保険者で、年度内40歳以上75歳以下の年齢に達する者(75歳未満の者に限る。)とする。ただし、妊産婦その他厚生労働大臣が定める者を除く。
2 実施回数は、原則として同一人について年一回行うものとする。

(健診方法)

第3条 健診は、個別健診及び集団健診とする。

(個別健診)

第4条 個別健診は、福島市が一般社団法人福島市医師会(以下「福島市医師会」という。)に委託し、福島市医師会に登録した特定健康診査実施医療機関(以下「実施医療機関」という。)が、次により実施するものとする。
2 実施期間及び検査項目は、市長が別に定めるものとする。

(集団健診)

第5条 集団健診は、福島市が公益財団法人福島県保健衛生協会(以下「福島県保健衛生協会」という。)に委託し、次により実施するものとする。
2 実施期間及び検査項目は、市長が別に定めるものとする。

第6条 個別健診においては、実施医療機関は、受診者に特定健診受診結果を通知するとともに、健診結果の提供に合わせて生活習慣病に関する基本的な知識など必要な情報を提供する。また、所定の特定健康診査結果報告書等により福島県国民健康保険団体連合会へ報告するものとする。

第7条 集団健診においては、福島県保健衛生協会は、受診者に特定健康診査受診結果を通知するとともに、健診結果の提供に合わせて生活習慣病に関する基本的な知識など必要な情報を提供する。また、所定の特定健康診査結果報告書等により福島県国民健康保険団体連合会へ報告するものとする。

第8条 特定健康診査結果通知表に、自動判定による階層化の結果に基づくメタボリックシンドロームの判定結果を記載するものとする。

(自己負担金)

第9条 自己負担金は、無料とする。

(委託料)

第10条 福島市は、福島市医師会並びに福島県保健衛生協会と業務委託契約を締結し、実績により契約書に基づく委託料を支払うものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、特定健康診査の実施に必要な項目については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和6年度福島市国民健康保険特定健康診査(個別)実施要領

福島市国民健康保険特定健康診査実施要綱に基づく特定健康診査(医療機関個別方式)を、福島市医師会に委託し、次の要領により実施する。

1 対象者

福島市国民健康保険の被保険者で、年度内40歳以上75歳以下の年齢に達する者(75歳未満の者に限る。)とする。ただし、妊産婦その他厚生労働大臣が定める者を除く。また、健診回数は一人年1回とし、当該年度において集団健診で受ける者も除く。

2 実施期間

令和6年6月1日から令和6年10月31日までとする。

3 検査項目

(1)基本的な健診項目

問診、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)、理学的検査(身体診察)、血圧の測定、生化学検査(空腹時中性脂肪または随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))血糖検査(空腹時血糖または随時血糖、ヘモグロビンA1c)尿検査(尿糖、尿蛋白)とする。

(2)追加健診項目

生化学検査(血清クレアチニン、尿酸)、尿検査(尿潜血)とする

(3) 詳細な健診項目

貧血検査等(ヘマトクリット、血色素、赤血球、白血球、血小板)、心電図検査(12誘導心電図)及び眼底検査は下記の判断基準を満たし、かつ医師の判断により実施するものとする。

詳細項目	実施できる条件(判断基準)	
貧血検査等(ヘマトクリット、血色素、赤血球、白血球及び血小板※の測定) ※当分の間、白血球及び血小板数の測定及び報告は任意。	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者	
心電図検査 (12誘導心電図)	当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者	
眼底検査	当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのうちいずれかの基準又は②血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者	
	①血圧	a収縮期血圧 140mmHg以上 b拡張期血圧 90mmHg以上
	②血糖※	a空腹時血糖 126mg/dl以上 bHbA1c(NGSP) 6.5%以上 c随時血糖 126mg/dl以上

※当該年度の血糖検査の結果が確認できない場合は、前年度の結果による

※詳細健診の判断基準に該当せず、別冊「福島市国民健康保険特定健康診査基準」の「追加健診項目と判断基準」に基づき医師の判断により実施する必要がある場合は選択的に追加健診として実施する。

4 実施医療機関医師

特定健康診査を行う医療機関の医師は、福島市医師会に登録した実施医療機関の医師とする。なお、実施医療機関名は市政だより等で周知するものとする。

5 健診料と自己負担金

健診料は、基本的な健診項目、詳細な健診項目及び追加項目を実施した場合の検査項目別健診料は別紙1とする。

また、受診者の自己負担金は無料とする。

6 申込方法

対象者で特定健康診査を希望する者は、直接実施医療機関窓口に電話等で申し込みを行うものとする。

7 実施方法

実施医療機関は、次により実施する。

(1) 申し込みの受付

受診当日の留意事項、持参するもの等の説明。

(2) 特定健診受診券及び国民健康保険証の確認

福島市国民健康保険の被保険者であり、かつ受診対象者であること、及び保険診療にあたらぬことを確認する。

※受診券を持参しなかった場合は、実施要領別冊を参照し処理する。

(3) 問診票の記入

「特定健康診査受診録」別紙2に記入する。

「国保特定健診受診券」を回収し、受診録に貼付する。

(4) 受診者への結果説明

実施医療機関は「特定健康診査受診結果通知表」を作成し、受診者に速やかに通知するとともに、受診者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供する。また、結果通知にメタボリックシンドロームの判定結果を記載するものとする。

8 特定健康診査結果取りまとめ並びに健診査料の請求及び支払い

実施医療機関は、特定健康診査終了後すみやかに健診結果を取りまとめ、健診料を福島県国民健康保険団体連合会に請求するものとする。

なお、健診結果については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、当該電子データを格納したファイルを収録した電子媒体を実施月の翌月5日(土、日曜日、祝日の場合はその翌日)までに福島県国民健康保険団体連合会に提出するものとする。福島県国民健康保険団体連合会は、実施医療機関からの請求により指定された金融機関に口座振替により支払うものとする。

9 健診結果通知等

実施医療機関は、受診者全員に前項の健診結果通知と合わせ、健診結果の見方や生活習慣病に関する基本的な知識などの「情報提供」を行うものとする。

また、必要な者に対しては、可能な限り生活指導及び的確な受診指導を行う。メタボリックシンドローム該当者及び予備群と判定された者に対しては、生活習慣病予防事業等(動機付け支援、積極的支援)への参加奨励等(治療受診勧奨も含む。)を行う。メタボリックシンドローム判定に関しては、別冊「福島市国民健康保険特定健康診査基準」を参考にするものとする。

福島市国民健康保険特定健康診査料

(単位:円)

健診項目		消費税抜き 金額	検査料	自己負 担金
必須項目 全員実施	基本項目	8,140	8,954	無料
追加項目 全員実施	血清クレアチニン検査	110	121	
	血清尿酸検査	110	121	
	尿潜血検査	20	22	
詳細項目 医師の判断に より実施	貧血検査	210	231	
	心電図検査	1,300	1,430	
	眼底検査(両眼)	1,850	2,035	